

## 個人情報保護法附則第12条に基づく「三年ごとの検討」事項についての意見

国立情報学研究所・教授 佐藤一郎

【1. 法執行の一元化】 現在、地方公共団体における非識別加工情報の導入が検討されているが、非識別加工情報のように第三者提供を前提にしたデータの場合、提供対象の個人情報の妥当性、非識別加工情報の加工、その利用において監督機関が違っていると、何らかの問題がおきた場合、責任分解点が不明確になりやすい。このため、問題がおきた場合のその解決の観点から、長期的には個人情報保護委員会の権限及び所掌事務を公的機関にも広げ、法執行を一元化することが望ましい。

【2. プロファイリング情報の取り扱い】 プロファイリングは断片的な情報から個人の行動や嗜好を予測することから、その精度が高いとはいえず、個人の権利利益の侵害につながりやすい。それにも関わらずプロファイリング情報については、個人本人はプロファイリングされた情報の中身どころか、その存在を知らないことも想定される。このため、プロファイリングに関してはオプトアウト的な仕組みは馴染まず、何らかの法制度により個人本人がプロファイリングされていることとその内容を知りうる仕組みを検討すべきである。

【3. 匿名加工情報に関して】 匿名加工情報については、世界的に先駆的な制度であることに加えて、制度実施から日が浅いことを鑑みると同制度の活用状況は仕方ないと考えている。個人情報保護委員会には匿名加工情報の提供側に加えて、利用側にも周知をお願いしたい。なお、個人情報の第三者提供では本来であれば個人本人の同意が基本であり、その観点でいうと匿名加工情報は、同意取得が難しい等を前提とした例外的な制度として位置づけることも検討されるべきである。

なお、国立大学法人や大学共同利用機関法人、研究開発法人などの研究活動を行う独立行政法人は、その法人業務とは別に学術目的に収集された個人情報を保有していることも多く、それらの個人情報は匿名加工情報（または非識別加工情報）として提供できれば社会的な価値が生まれ出せる。しかし、独立行政法人については主体的に匿名加工情報を提供できる制度とはいえず、学術目的に収集された個人情報については、独立行政法人が匿名加工情報として提供できるようにされるべきである。

【4. 仮名化の導入に関して】 個人情報保護委員会による「三年ごとの検討に関する中間整理」において、仮名化について言及されている。GDPRにおける仮名化に類似した枠組みは我が国においても一定の有用性がある。一方で仮名化を行う事業者などが適切に技術的・組織的措置を講じて

いるかを監視・監督するなどの仕組みが作れることが前提となる。なお、仮名化されたデータの特性などは技術的議論が必要と考える。

【5. ターゲティング広告】個人情報保護委員会による「三年ごとの検討に関する中間整理」ではターゲティング広告について言及されている。ターゲティング広告は個人の権利利益の侵害につながる可能性がある。ただし、技術的な進歩が早いことから、業界自主規制が重要となる。しかし、今後、業界自主規制に限界が出てくる場合、クッキーなどのターゲティング広告において重要な情報を個人情報または別の保護すべき情報と扱うことで、業界自主規制を強固なものとする方法も検討すべきである。

【6. 認定個人情報保護団体について】分野を超えて個人情報保護を所管する個人情報保護委員会ができたことにより、民間自主規制及び認定個人情報保護団体の役割は変わるべきである。個人の関心時は自らのプライバシー情報が適切に取り扱われていることである。一方でプライバシー情報は多様であり、法律において一律に保護することは難しい。その観点からいえば、むしろ今後、認定個人情報保護団体は、個人情報保護委員会の監督の下でプライバシー情報の保護を担うことが求められると考えている。

【7. 個人情報、個人データ、保有個人データの整理】個人情報保護法では、そのデータ単位として個人情報に加えて、個人データや保有個人データなどがあるが、IT業界における用語との差異があり、放置すると事業者の誤解の遠因となる。用語の整理は必要に思われる。

【8. 忘れられる権利の導入是非】個人情報保護委員会による「三年ごとの検討に関する中間整理」においては、いわゆる「忘れられる権利」については積極的な導入を想定しているわけではないと理解している。しかし、個人の権利利益の侵害を考えると「忘れられる権利」は有用であり、我が国において導入を検討すべきである。その一方で技術的には事業者が、ある個人に関するデータを全て消去することは必ずしも容易ではない。これは高度化されたシステムでは対象個人の情報は多数ストレージ上に分散・配置されることから、その事業者であってもその配置場所をきれなく把握しているとは限らないためである。このため、あくまでも次善策となるが、全データの消去を求めるだけでなく、利用停止を前提にした方法も検討すべきであろう。ただし、個人が本人の個人情報の利用停止を要求して再び利用を認める場合、停止以前の当該個人の情報を保持されることは保証できるとは限らないことから、データの欠損に対する事業者の責任は免除すべきである。